

公益財団法人名古屋産業振興公社広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは、公社が発行する印刷物、公社が管理するウェブサイト、その他公社の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わないものとする。

(1) 業務又は事業者に係る範囲

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はそれに類似するものに係る広告

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係る広告

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）による再生手続、更生手続又は破産手続中である者の広告

エ 商品先物取引に係る広告

オ 法律に定めのない医業類似行為を行う者の広告

カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者の広告

キ 日本標準産業分類（平成19年11月改定）において次に掲げる業種に分類される者の広告

(ア) 専門サービス業（他に分類されないもの）中の興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行及び思想調査等を行うものに限る。）

(イ) その他の生活関連サービス業中の他に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業に限る。）

(ウ) 娯楽業中の競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ゲームセンター（スロットマシン場に限る。）、その他の遊戯場、芸ぎ業及び娯楽に附帯するサービス業（場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業に限る。）

(エ) 職業紹介・労働者派遣業中の職業紹介業（芸妓周旋業に限る。）及び他に分類されないその他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）

(オ) 宗教

ク その他各種法令等に違反している者の広告

(2) 広告の内容に係る範囲

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題についての主義主張

キ 虚偽・誇大であるもの

ク 著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの

ケ 個人又は法人の名刺広告

コ 他をひぼう、中傷等するもの

サ 景観又は風致を害するおそれがあるもの

シ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(3) その他広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められる広告

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを貼る場合は、リンク先は原則としてその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。ただし、利用者に誤解を与えるおそれのないページである場合には、トップページ以外にリンクを貼ることも協議により認めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、理事長が、あらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(1) 広告掲載を行う広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3) 広告掲載料金

(4) 広告の募集対象

(5) 広告の申込み手続

(6) 広告の選定方法

(7) 広告掲載手続

(8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載の決定)

第5条 理事長は、この要綱及び前条の募集要項に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第6条 広告掲載に係る契約は、公社の財務会計規程及び財務会計要綱に基づき行うものとする。

(広告主の責務)

第7条 自らの広告を掲載しようとする民間企業等で、前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者(以下「広告主」という。)は、広告の作成、内容(広告のリンク先の内容を含む。)等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、公社に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。